

## 別表十（四）付表一の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で海上運送法第34条第2項第3号（日本船舶・船員確保基本方針）に規定する船舶運航事業者等（以下「船舶運航事業者等」といいます。）に該当するものが措置法第59条の2（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の62の2（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「加算」の空欄には、法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理した金額で、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び法人が収益として経理しなかった金額で当期の日本船舶外航事業に係る所得の金額の計算上益金の

額に算入されるもの又は各連結法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び各連結法人が収益として経理しなかった金額で当期の日本船舶外航事業に係る連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載します。

3 「減算」の空欄には、法人が費用若しくは損失として経理しなかった金額で当期の日本船舶外航事業に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理した金額で当期の所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの又は各連結法人が費用若しくは損失として経理しなかった金額で当期の日本船舶外航事業に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び各連結法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載します。